

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会(以下「本協会」という。)定款第35条の規定に基づき、本協会の評議員及び役員の報酬並びに費用について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、原則として本協会を主たる勤務場所とし、事務局員に準じた勤務をする理事をいい、それ以外の役員は非常勤役員とする。
- (3) 評議員とは、定款第14条及び第15条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、非常勤役員に対しては報酬を支給しない。

2. 評議員は定款第17条のとおり無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤理事の報酬額は別表「常勤理事の報酬表」によるものとし、各々の理事の報酬額は、報酬表のうちから、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事の月額報酬の支給日は、毎月20日(その日が休日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い休日でない日)とする。

(費用)

第6条 本協会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。

(公表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1.この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会の設立登記の日から施行する。
2. 令和4年4月1日改訂

(別表)

常勤理事の報酬表

	月額
第1号	100,000円
第2号	150,000円
第3号	200,000円
第4号	300,000円
第5号	400,000円
第6号	500,000円
第7号	600,000円
第8号	700,000円
第9号	800,000円
第10号	900,000円
第11号	1,000,000円